

通達甲（副監．総．文．個）第11号

令和5年3月31日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

個人情報取扱事務要綱の制定について

このたび、別添のとおり、個人情報取扱事務要綱を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、個人情報取扱事務要綱の制定について（平成18年3月15日通達甲（副監．総．文．制）第3号）は、廃止する。

個人情報取扱事務要綱

第1 目的

この要綱は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警視総監が行う個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。以下同じ。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

公安委員会及び警視総監が行う個人情報に係る事務の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号。以下「条例」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における保有個人情報とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、公安委員会及び警視総監が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第4 管理体制

1 個人情報保護総括責任者

- (1) 保有個人情報の管理に関する総括的な権限及び責任を有する者として個人情報保護総括責任者を1人置き、総務部長をもって充てる。
- (2) 個人情報保護総括責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - イ 保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。
- (3) 個人情報保護総括責任者は、必要に応じ、保有個人情報の管理の状況について書面により、若しくは実地により監査を行い、又は個人情報保護責任者に報告を求めることができる。

2 警視庁における保有個人情報の管理体制

(1) 個人情報保護責任者

- ア 所属における保有個人情報の管理に関する総括的な権限及び責任を有する者として個人情報保護責任者を1人置き、所属長をもって充てる。
- イ 個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (ア) 所属における保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - (イ) 所属における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(2) 個人情報管理責任者等

個人情報保護責任者は、次表の管理体制により、保有個人情報を適正に管理するものとする。

区 分	警察署以外の所属	警 察 署	任 務
個人情報管理責任者	庶務担当課長代理又はこれに相当する職にある者	副署長（島部警察署にあっては、次長）	保有個人情報の管理に関する事務の統括に関すること。
個人情報管理者	各課長代理又はこれに相当する職にある者	各課長（課長の配置のない課にあっては、課長代理。ただし、島部警察署にあっては、次長）	担当する事務に係る保有個人情報の管理に関すること。
個人情報管理補助者	各係長又はこれに相当する職にある者	係ごとに、警察署長が指定する係長又はこれに相当する職にある者	個人情報管理者の任務の補助に関すること。

3 公安委員会における保有個人情報の管理体制

個人情報保護責任者を企画課長、個人情報管理責任者を東京都公安委員会室長、個人情報管理者を東京都公安委員会室の係長の中から企画課長が指定する者1名、個人情報管理補助者を東京都公安委員会室の警部補の中から企画課長が指定する者1名とし、その任務は前2の規定に準ずるものとする。

第5 保有個人情報の適正な管理

所属長は、保有個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 保有個人情報の管理状況について、定期的に点検を行うこと。
- 2 保有個人情報の管理が不適正であると認められる場合は、直ちに是正措置を講ずること。
- 3 保有個人情報は、施錠設備のある場所に保管し、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、機器又は媒体の外部持ち出し等の防止に努めること。
- 4 職員に対して、個人情報保護の重要性、セキュリティ対策等について、必要な指導教養を行うこと。
- 5 保有の必要がなくなった保有個人情報は、当該保有個人情報が復元又は判読することができない方法により、当該情報の消去又は当該情報を記録した媒体の廃棄を行うこととし、廃棄を行う場合は、個人情報管理者が立ち会うなど必要な措置を講ずること。
- 6 保有個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとし、必要により訂正、追加又は削除を行うこと。

第6 個人情報ファイル簿の作成及び公表

- 1 所属長は、法第75条第2項又は第3項の規定に該当する場合を除き、主管事務において保有する個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。以下同じ。）について、個人情報ファイル簿（法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。以下同じ。）を作成し、当該事務を主管する部長（警察学校にあっては警察学校長、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあっては本部長。以下「主管部長」という。）の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。
- 2 文書課長は、前1により通知された個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿を警視庁情報公開センター（以下「センター」という。）の窓口に係え付け、及び警視庁ホームページに掲載して公表するものとする。
- 3 所属長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更が生じたときは、主管部長の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。この場合において、文書課長は、当該個人情報ファイル簿の記載を修正するものとする。
- 4 所属長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をしなくなったとき又は法第75条第2項若しくは第3項の規定に該当することとなったときは、主管部長の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。この場合において、文書課長は、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないものとする。

第7 登録簿の取扱い

- 1 所属長は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合は、登録簿（条例第3条第1項に規定する登録簿をいう。以下同じ。）を作成し、主管部長の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。
- 2 文書課長は、前1の通知を受けた当該登録簿をセンターの窓口に係え付け、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 所属長は、登録簿に記載した事項に変更が生じた場合は、主管部長の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。この場合において、文書課長は、当該登録簿の記載を修正するものとする。
- 4 所属長は、登録簿に記載した事務を廃止する場合は、主管部長の決裁終了後、文書課長に通知するものとする。この場合において、文書課長は、当該登録簿の記載を削除しなければならない。

第8 委託の取扱い

- 1 保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託契約に法第66条第2項で準用する同条第1項に規定する措置に関する事項を定めるとともに、委託先において、法に基づき公安委員会又は警視總監が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられ

るか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

- 2 保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、受託者において、公安委員会又は警視總監が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 保有個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託した場合に、当該事務の一部を受託者が再委託しようとするときには、再委託を受ける者において、保有個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断するものとする。再委託を受けた者が更に再委託する際においても、同様とする。

第9 保有個人情報の目的外利用及び目的外提供時の措置

所属長は、必要があると認める場合は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を受ける者に対し、個人情報の利用目的、利用方法その他必要な事項について記載した書面の提出を求めるとともに、利用目的、利用方法等について必要な条件を付するものとする。

第10 事故発生時等の措置

- 1 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他保有個人情報の管理に係る事故（以下単に「事故」という。）又は個人情報に係る関係規定違反となる事案（以下単に「違反事案」という。）が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 2 所属長は、自ら又は前1の規定による報告により、事故又は違反事案が発生し、又は発生したおそれがあることを把握した場合は、直ちに総務部長（文書課長経由）及び主管部長（主管課長経由）に報告しなければならない。
- 3 前2の場合において、所属長は、事故の原因等を調査し、速やかに詳細を書面で報告するとともに、再発防止に資する保有個人情報の管理方法の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

第11 個人情報保護委員会への報告等

- 1 総務部長は、前第10の2の規定による報告を受けた事案が個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条各号に規定する事態（以下「報告対象事態」という。）のいずれかに該当すると認める場合は、速やかに個人情報保護委員会に法第68条第1項の規定による報告をしなければならない。
- 2 前1の場合には、所属長は、文書課長と協議の上、報告対象事態が生じた旨を書面、口頭その他の方法により、本人に対し、法第68条第2項の規定による通知をしなければならない。
- 3 総務部長は、前記1の規定による報告をした場合は、事実関係の調査結果、再発防止策等

を改めて個人情報保護委員会に法第68条第1項の規定による報告をしなければならない。

- 4 総務部長は、前第10の2の規定による報告を受けた事案が報告対象事態に該当しないと認める場合であっても、特に必要と認めるときは、個人情報保護委員会に必要事項を報告するものとする。

第12 所管事業者に対する苦情があった場合の処理等

法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の定めるところにより、公安委員会が行うこととなる主務大臣の権限の行使の対象となる事業者（以下「所管事業者」という。）の個人情報の取扱いに関して苦情があった場合は、原則として、当該所管事業者が行う事業に関する事務等を担当する本部の課（以下「本部事業担当課」という。）が、次により措置するものとする。この場合において、警察署に苦情があったときは、本部事業担当課に連絡の上、取り扱うものとする。

- 1 苦情の処理は、苦情の申出者（以下「申出者」という。）と所管事業者との間において解決することを基本とし、申出者に個人情報保護制度の趣旨を説明し、当該所管事業者の苦情申出の窓口を紹介するなど、自主的な解決に向けた方法を助言すること。
- 2 既に当事者間の交渉において解決することが困難であると認められる場合は、当事者間における苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずること。

第13 所管事業者に対する検査等

- 1 本部事業担当課の長は、所管事業者から法第26条第1項に規定する漏えい等の報告があった場合は、直ちに、総務部長及び公安委員会へ報告するものとする。
- 2 総務部長は、前1の場合その他所管事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認められる場合は、本部事業担当課の長をして、所管事業者に対して、法第146条第1項の報告等の要求又は立入検査等を行わせることができる。この場合において、本部事業担当課の長は、事前に文書課長に通知すること。

第14 細部事項

総務部長は、この要綱に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関して必要な細部事項を定めることができる。